

東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（震源を特定せず策定する地震動）

赤字：前回ヒアリングから変更した箇所（回答状況除く）

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
1	2023/7/5	S-1	改0	申請の概要	P4	先行伊方の審査会合用資料では超過範囲についても記載があったので、東二の審査会合用資料においても超過範囲（水平方向で周期約1~2秒）について、記載すること。	S-7(改0)p5, 11	2023/8/1回答済み
2	2023/7/5	S-2-1	改0	改正規則適合性	P8	Sdを整数値にした場合、0.5を下回る記載について、許可済Ssでも同様の整理をしていたのであれば、その旨が分かるように記載の充実化を検討すること。	S-2-1(改1)p6 S-2-1比較(改1)p6	2023/8/1回答済み
3	2023/7/5	S-2-1比較	改0	改正規則適合性 (伊方発電所3号炉との比較)	P6	Sdの整数値にした場合、0.5を下回る記載について、東二のオリジナルなのか、先行電力も同様の記載があるのかを整理すること。	—	2023/8/1回答済み
4	2023/7/5	S-2-1比較	改0	改正規則適合性 (伊方発電所3号炉との比較)	P7	添十の申請要否については、東二オリジナルなのか、PWR/BWRの差異によるものなのか分かるように差異理由について、記載の充実化を検討すること。（他の部分についても同様に対応を検討すること。）	S-2-1比較(改1)p7, 14, 15, 25, 26	2023/8/1回答済み
5	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P5	設計及び工事計画への見通しについて、超過範囲に固有周期を有する施設について、現状の記載では判断できないことから、表等で整理するなど具体的に示すこと。	S-2-2(改1)p3, p9~13, 33 S-2-2比較(改1)p3, 4, 6 S-2-2参考(改1)p9, 12	2023/8/1回答済み
6	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P20	第3-2表について、短周期側に固有周期を有しているとするが、具体的に固有周期の範囲について、記載の充実化を検討すること。	S-2-2(改1)p23, 25 S-2-2比較(改1)p20, 22 S-2-2参考(改1)p26	2023/8/1回答済み
7	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P21	第5条の防波堤の漂流物化に関して、地震応答解析を実施し、見通しを得ているとあるが、具体的に数値等で示せないか検討すること。	S-2-2(改1)p24, 25 S-2-2比較(改1)p21, 22	2023/8/1回答済み
8	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P21	鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の評価結果について、上段と下段の内容の繋がりが分からないため、記載の適正化を検討すること。	S-2-2(改1)p24 S-2-2比較(改1)p21	2023/8/1回答済み
9	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P30	まとめの記載で、超過範囲に固有周期を有する施設の見通しについて、現状の記載ではロジカルではないため、考え方を整理すること。	S-2-2(改1)p3, 33 S-2-2比較(改1)p3, 6	2023/8/1回答済み
10	2023/7/5	S-2-2	改0	設置変更許可申請への影響	P30	まとめの記載について、なお書きで影響があった場合の対応が記載してあるが、現地工事がある場合は経理的基礎に反映が必要なため、原電として現地工事の見通しを整理し、影響がある場合はなお書きではなく、断定的な記載をし、必要な対応を実施すること。	—	2023/8/1回答済み
11	2023/7/5	S-2-2比較	改0	設置変更許可申請への影響 (伊方発電所3号炉との比較)	P7	添付資料1の余震荷重の設定において、基準津波とその波源の地震（本震）が重なることはないことを先行伊方に合わせて記載の充実化を検討すること。 また、Ss-32に伴って余震と誘発地震の地震動について、新たに評価するものでないことがわかるように記載の充実化を検討すること。	S-2-2(改1)p添付1-1, 添付1-3 S-2-2比較(改1)p7, 9	2023/8/1回答済み
12	2023/7/5	S-2-3	改0	既許可申請書の比較表	P1	記載の適正化が設置許可基準規則の改正に伴うものであれば、その旨が分かるように差異説明の充実化を検討すること。	S-2-3(改1)p1, 2, 16, 23, 24	2023/8/1回答済み
13	2023/7/5	S-2-3	改0	既許可申請書の比較表	全般	記載の適正化が震源を特定せずの申請内容に関係ないものであれば、設置変更許可申請書の変更の理由について、修正が必要か検討すること。	—	2023/8/1回答済み

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
14	2023/7/20	S-5	改0	添付書類十一（品質保証）	P16	「3.4.1 供給者の技術的評価」と「3.4.2 供給者の選定」で、有毒ガス防護の審査時との差異について、備考欄の記載を充実化すること。	有毒ガス防護及び震源を特定せず策定する地震動に係る申請の設計における調達先（供給者）は、それぞれプラントメーカー及びコンサルタントであり重要設備取引先として登録している。重要設備取引先である供給者の技術的評価については申請毎に行うものではなく、定期的な実施（有効期限4年）していることから、有毒ガス防護に係る申請に際して実施したものではないことを踏まえ、活動を実施した旨を記載していなかった。しかしながら、3.4.1及び3.4.2の供給者の技術的評価と選定の活動は適切に実施していることから、これを明確化すべきとの判断のもと、今回の震源を特定せず策定する地震動に係る申請においては明確にすることとしたため、有毒ガス防護の申請と差異が生じている。この旨を備考欄に記載した。	S-5（改1）p16	2023/8/24回答済み
15	2023/7/20	S-5	改0	添付書類十一（品質保証）	P16～P21	凡例に黒囲みの理由を追加すること。	凡例に黒囲みの理由を追加した。	S-5（改1）p13～21	2023/8/24回答済み
16	2023/7/20	S-5	改0	添付書類十一（品質保証）	P20	「第1表 設計及び調達の実施の体制」について、今回の記載の考え方について、他プラントの状況も踏まえて整理し、見直しが必要であれば対応を検討すること。	添付書類十一の「第1表 設計及び調達の実施体制」において主管組織を網羅的に記載していることに関し、先行電力（プラント）の至近の許可実績における記載を調査した結果、「申請案件に限定した主管組織を記載している電力（プラント）」と「申請案件に限らず網羅的に主管組織を記載している電力（プラント）」があり、記載が異なっていることを確認した。このため、東海第二においては、現状の記載のままとする。	S-5（改1）p20,22【参考】	2023/8/24回答済み
17	2023/7/20	S-5	改0	添付書類十一（品質保証）	P21	「第1図 適合性確認に関する体制表」の供給者に対する監査で開発計画室が追加になっているが、黒囲みがないので、修正が必要か検討すること。	開発計画室を黒囲みし、備考に「記載の適正化」を記載した。	S-5（改1）p21	2023/8/24回答済み
18	2023/8/1	S-6	改0	コメントリスト	P1	No.13のコメント回答内容について、今回の記載の適正化は、震源を特定せず策定する地震動に関する箇所しか適正化していない趣旨がわかるよう記載の見直しを検討すること。	No.13のコメント回答内容について、今回の記載の適正化は、震源を特定せず策定する地震動に関する箇所しか適正化していない趣旨がわかるよう記載の見直しを行った。	S-6(改1)p1 (No.13)	2023/8/24回答済み
19	2023/8/1	S-2-2	改1	設置変更許可申請への影響	P3, 33	Ss-32の設計及び工事計画の見通しに係るまとめの記載において、超過周期から固有周期が外れている点、第2-3表の超過範囲に固有周期を有する施設の影響確認及び第3-2表の条文単位の整理の関係性がわからないので、記載の見直しを検討すること。また、まとめて表の引用することはまとめになっていないので、記載の適正化を検討すること。	Ss-32の設計及び工事計画の見通しについて、超過周期から固有周期が外れている点、現時点の耐震評価からSs-32に対する耐震性を確認している点、既許可Ssの設計裕度と最大超過率の関係から耐震性を確認している点として、第2-3表と第3-2表の内容を要約し、まとめて整理した。	S-2-2(改2)p3, 33 S-2-2比較(改2)p3, 6	2023/8/24回答済み
20	2023/8/1	S-2-2	改1	設置変更許可申請への影響	P1	設計及び工事計画の見通しについて、東二では設工認の内容まで確認しており、伊方とは異なることから、資料の建付けを整理し、記載の見直しを検討すること。	P3の「はじめに」の中で、既許可申請書及び審査資料に加えて、現時点での耐震評価を含めた内容を確認する旨を追記し、資料の建付けとして設工認の内容まで踏み込んで対応していることを明確化した。	S-2-2(改2)p1 S-2-2比較(改2)p2	2023/8/24回答済み
21	2023/8/1	S-2-2	改1	設置変更許可申請への影響	P12	常設代替高圧電源装置について、Ss-32を踏まえると既認可の設計裕度を超過していたため、加振試験を実施したのであればその旨が分かるように記載するとともに固定方法の変更についても分かるよう記載の充実化を行うこと。また、問題ないことを確認しているのは、定性的な表現であり、どう問題ないことを判断したかわからないので、記載の見直しを検討すること。	既認可Ssによる設計裕度に対して、最大超過率が上回っていたことから、Ss-32を踏まえた加振波で加振試験を実施したこと、固定方法についても変更している旨を追記し、記載の充実化を行った。また、判断根拠についても明確にした。	S-2-2(改2)p12 S-2-2参考(改2)p12	2023/8/24回答済み
22	2023/8/1	S-7	改0	改正規則等への適合性について	P3	審査工程の概要に記載の「マイルストーン」は目標設定であり、実績を記載するのであれば意味合いが違うため、記載の見直しを検討すること。	審査工程の概要については、審査実績を記載しているため、「主要工程」に記載の見直しを行った。	S-7(改1)p3	2023/8/24回答済み

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
23	2023/8/1	S-7	改0	改正規則等への適合性について	P5	Ss-32の設計及び工事計画への見通しの記載について、以下の点を考慮し、記載の見直しを検討すること。 ・鉛直方向は全ての周期帯で包絡する旨の記載 ・「基本的」という表現は基本以外にあるように見えるので記載を見直すこと。 ・審査資料と整合が取れていないため、記載を整合させること。 ・許可実績のある手法を適用するのであれば、その旨が分かるように記載の充実化を検討すること。	鉛直方向は包絡されている旨を追記し、「基本的」という表現は、誤解を与えるため削除した。 また、審査資料と整合を図り、震源を特定せず策定する地震動に係る設工認については、認可実績のある評価手法を採用し、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う旨を追記し、記載の充実化を行った。	S-7(改1)p5	2023/8/24回答済み
24	2023/8/1	S-7	改0	改正規則等への適合性について	P7, 8	先行伊方の審査会合資料と比較して東二オリジナルで適合条文抽出の考え方を記載しているが、東二は該当条文以外の関連する条文も確認しているだけであり、伊方と方針が異なるのであれば、先行伊方を参考に記載の見直しを検討すること。	先行伊方と比較して、申請書への記載条文に差異はあるものの、審査資料で整理している関連条文の考え方は同様であるため、伊方の審査会合資料に倣い、記載の見直しを行った。	S-7(改1)p7	2023/8/24回答済み
25	2023/8/1	S-7	改0	改正規則等への適合性について	P19, 20	参考資料3のSs-32追加に伴う設計及び工事計画への見通しの記載について、審査資料と整合を図ること及び常設代替高圧電源装置も加振試験を実施のみでどのような理由で見通しを得ているのかわからないので記載の充実化を検討すること。	参考資料3のSs-32追加に伴う設計及び工事計画への見通しの記載について、審査資料と整合を図り、常設代替高圧電源装置については、判断根拠を明確にして記載の充実化を行った。	S-7(改1)p19, 20	2023/8/24回答済み
26	2023/8/24	S-2-2	改2	設置変更許可申請への影響	P3	長周期側に固有周期を有する施設は既工認の結果から、判断しているのであれば、その旨が分かるように修正すること。また、「2.確認方法」で第2-3表の影響確認結果が記載されるのは違和感があるため、「3.確認結果」に記載する等、資料全体の建付けについて整理し、修正を検討すること。	既認可の工事計画認可申請書の耐震評価結果から、長周期側に固有周期を有する施設を抽出しているため、その旨を追記するとともに、第2-3表で整理していた影響確認結果を「3.確認結果」に記載し、全体の資料構成を見直した。	S-2-2(改2)p2, 3, 12, 13, 26~33 S-2-2比較(改2)p2, 3, 5 S-2-2参考(改2)p26, 29	2023/9/19回答済み
27	2023/8/24	S-2-2	改2	設置変更許可申請への影響	P12	常設代替高圧電源装置について、再加振試験の際に固定方法を変更しているのであれば、参考として固定方法の変更前後が分かるような図の追加を検討すること。	固定方法の変更概要が分かるよう参考資料として変更前後の比較図を追加した。	S-2-2(改2)p35	2023/9/19回答済み
28	2023/8/24	S-2-2	改2	設置変更許可申請への影響	P33	設計及び工事計画への見通しのまとめで、Ss-32の超過周期に固有周期を有する施設は、「Ss-32に対する耐震性を確認している」と「既許可Ssの設計裕度と最大超過率の関係から耐震性を確認している」で要約していることだが、第2-3表で影響確認した結果との繋がりが分かるように整理すること。	第3-3表(変更前における第2-3表)の影響確認結果に分類の項目を追加し、大分類①を「現時点での耐震評価結果・・・確認している」とし、更に、小分類①-1~①-4として判断根拠を区分分けした。また、大分類②を「既許可Ss・・・確認している」と整理し、まとめの記載と整合が取れるように修正した。 また、第3-2表の基準地震動等に対する評価についても、分類(1)を「基準地震動等・・・与えないこと。」、分類(2)を「設計及び・・・内容であること」と整理し、まとめの記載と整合が取れるように同様に修正を行った。	S-2-2(改2)p19~30 S-2-2参考(改2)p22, 23, 26, 29 S-7(改2)p19~24 S-7(改2)p25, 26	2023/9/19回答済み
29	2023/8/24	S-7	改1	改正規則等への適合性について	P5	二つ目のボツで、耐震の基本設計方針と記載しているが、基本設計方針は設工認の表現かと思うので、設置許可での記載について確認し、必要に応じ修正すること。	設置許可では、基本設計方針の表現は適切ではないため、「耐震の基本設計方針」を「設計方針」で統一した。	S-7(改2)p5, 7, 9, 14~18 S-2-2(改2)p13, 31~33	2023/9/7 (審査会合資料に反映)
30	2023/8/24	S-7	改1	改正規則等への適合性について	P5	四つ目のボツで、設計及び工事計画への見通しとして、既工認の内容も含まれており、設置許可段階で記載する必要があるか検討すること。また、後段の「このため、具体的な・・・」の記載についても、東二は耐震評価が進んでおり、事業者として工事の発生がないと判断しているのであれば不要とする考え方もあるので検討すること。	設置許可の設計方針に変更はない根拠として、設計及び工事計画への見通しを得ているため、既工認の内容の記載は必要と判断した。また、東二は、耐震評価が進んでおり、工事の発生はない見込みであることから、後段の「このため、具体的な・・・」の記載は不要と判断した。	S-7(改2)p5	2023/9/7 (審査会合資料に反映)
31	2023/8/24	S-7	改1	改正規則等への適合性について	P11	NS, EW方向が超過しているということだと思うが、文章と下の図の関係が分かりにくいので、文章の水平方向との関係性が分かるように記載の充実化を検討すること。	水平方向がNS, EW方向であることが分かるように記載の充実化を行った。	S-7(改2)p11	2023/9/7 (審査会合資料に反映)

No.	年月日	説明資料			該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
32	2023/8/24	S-7	改1	改正規則等への適合性について	—	審査資料の第3-2表も審査会合資料に必要ないか検討すること。	審査会合資料に、第3-2表に示す内容を追加した。	S-7(改2)p19～24	2023/9/7 (審査会合資料に反映)
33	2023/8/24	S-7	改1	改正規則等への適合性について	P23	第四条第3項の設計方針の有無がなしになっているが、p7では改正に係る内容であるとしており、既許可の設計方針から変更しないのは理解したが、他の条文と差異が分かるように記載の充実化を検討すること。	標準応答スペクトルに基づく地震動としてSs-32を追加するという設計方針に変更はあるが、基準地震動Ssによる地震力で設計するという設計方針は既許可申請書から変更がないので、その旨が分かるように記載の充実化を行った。	S-7(改2)p29	2023/9/7 (審査会合資料に反映)
34	2023/9/19	S-2-1	改3	改正規則適合性	P35	弾性設計用地震動Sd-32は、基準地震動S1を踏まえての設定が必要との認識であり、記載について検討すること。	弾性設計用地震動Sd-32の設定において、基準地震動S1を配慮している旨が分かるよう記載の充実化を行った。	S-2-1(改4)p5, 7, 11～33	2023/9/25